

第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画（素案）
に対する市民の意見及び市の考え方

1 意見募集期間

令和5年12月12日（火）～令和6年1月11日（木）

2 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数	意見数
持 参	2人	2件
郵 便	0人	0件
電子メール	1人	1件
F A X	0人	0件
合計	3人	3件

3 市民説明会

開催日時	開催場所	参加者数
令和5年12月20日（水）午後7時から午後8時まで	さくらホール 研修室	2人
令和5年12月23日（土）午後7時から午後8時15分まで	市民総合センター 研修室	2人

4 パブリックコメントにおける意見及び市の考え方

該当ページ		意見の主な内容	市の考え方
1	<p>P 7 2</p> <p>第 4 章 施策の展開 (第六次障害者計画)</p> <p>(4) サービス提供拠点の充実</p>	<p>令和 3 年度から令和 5 年度の武蔵村山市の障害者等の状況を見ると、身体障害者は減少傾向にあるものの、知的障害者、精神障害者は毎年増加傾向にあり、障害のある方が暮らしやすい地域づくりを円滑に推進していくことの必要性が高まっていると考えている。</p> <p>第 4 章施策の展開（第六次障害者計画）では「相談体制の充実」の中で今後の取組として『基幹相談支援センターの設置』、相談支援体制の強化とある。市内にある相談支援事業所や様々な障害福祉サービス提供事業所や社会資源が地域共生社会の実現に向けて協力体制を構築するため、『基幹相談支援センターの設置』が明示されたことは、望ましいことだと思う。</p> <p>『基幹相談支援センター』は様々な機関を統括する役割を担い、困難事例を多岐にわたる機関と検討する場を設ける、福祉人材の育成について地域に則した研修を実施する等の事業を実施していくと思う。それにより武蔵村山市の障害者福祉計画に基づく地域づくりの取組が円滑に推進されていくと思う。</p>	<p>基幹相談支援センターの主な事業内容については、(1)相談支援、(2)地域移行・地域定着の促進、(3)権利擁護、(4)人材育成、(5)複雑・困難ケースへの支援を予定している。</p> <p>このうち、人材育成では、指定相談支援事業所等の職員のバックアップや自立支援協議会及びケース会議等への出席、武蔵村山市内の相談支援事業者・障害者福祉事業者への巡回等により、ケース検討・情報共有などにおける指導・助言等を行って、地域の相談能力の向上を図りたいと考えている。</p>

該当ページ		意見の主な内容	市の考え方
		<p>また、相談体制の充実として、今後、計画相談支援事業所が安定して運営できるよう新規事業所が開設されるような働きかけを行い、相談員が増えることで、利用者に必要とするサービスが行き渡ると思う。</p> <p>令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することが国の基本指針ということから、本市での『基幹相談支援センターの設置』に向けて現状での課題や具体的な今後の予定について教えてほしい。</p>	
2	P 7 8 第4章 施策の展開 (第六次障害者計画) (2) 意思疎通支援の実施	<p>手話講習会の件について、初級・中級・上級の3年間では、市登録手話通訳者になれる訳ではない。</p> <p>是非、「手話通訳クラス」を設置してほしい。</p>	<p>現在、市の手話講習会では、手話通訳クラスを希望する方が少ないため、手話通訳クラスを希望される方については、東京都手話通訳等派遣センターが実施している「東京都手話通訳者等養成講習会」を案内している。</p>
3	P 6 0 第4章 施策の展開 (第六次障害者計画) (1) 療育の充実	<p>「基本目標2 支援が必要な子供達が地域で健やかに育つまちづくり」について、LD等に対する理解と支援をお願いしたい。</p> <p>(以下、抜粋して掲載)</p> <p>(1) 先生や親への啓発をしてほしい。 (特に年長、小1)</p> <p>(2) 就学前か、小1の夏前に全員に読み書きのチェックし必要な支援につなげてほ</p>	<p>次期計画では、基本目標2において、支援が必要な子どもも地域で健やかに育つまちづくりとして、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められていることを受け、障害の早期発見及び相談支援体制を強化する。</p> <p>また、一人一人の発達程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図るとともに、通常教育の中で障害者への理解を推進していく。</p>

該当ページ	意見の主な内容	市の考え方
	<p>しい。</p> <p>(3) 必要な検査や支援が受けられるようにしてほしい。</p> <p>(4) 電子図書館などの有効活用</p> <p>発達障害について、ASD、ADHDについては社会の理解、学校の理解や対応が進んでいるように感じる。</p> <p>しかし、実は多くの子供たちが抱えており、抱える可能性があるということを親や先生に知ってもらえると良いと思う。</p> <p>先生方に余裕がないことも、理解や配慮が進まない理由の一つだと思う。各校、各先生の取組を教育委員会や教育相談室が事例の集約をして、情報を共有できたらいいのではないかと（通常級でどのような環境調整、合理的配慮がされているのか、どのような課題や問題があるのか等）。</p> <p>ア 先生や親への啓発</p> <p>「音読や宿題を嫌がる」「板書ができない」などがあつた場合、読み書き障害かもしれない。知らないと、叱られ、勉強ができない子として扱われたりする。</p>	

該当ページ	意見の主な内容	市の考え方
	<p>イ 就学前か、小1の夏前に全員に読み聞かせのチェックをし、必要な支援につなげてほしい。</p> <p>ウ 必要な検査や支援が受けられるようにしてほしい。</p> <p>LDは、WISCだけではわからない。教育相談室では、WISCは取れますが、それ以外の検査はできない。月に数回、教育相談室に検査のできる方が来て検査ができるの良いのではないか。</p> <p>エ 電子図書館などの有効活用</p> <p>学校の読書指導の紙の本では読めない子がいる。電子図書館がタブレットに入ったことは、とてもありがたく思っているが、読めた経験、読んで楽しかった経験がない子にとって、電子図書を与えても読もうとはしない。図書館、学校司書などからの積極的なアプローチが必要である。</p> <p>オ 不登校対策、学力向上のためにも支援してほしい。</p>	

5 市民説明会における意見及び市の考え方

該当ページ		意見の主な内容	市の考え方
1	市民説明会に関して	他自治体の障害者計画市民説明会に参加したが、日中の時間帯の開催であり、事業者は出席しやすいと感じた。市民説明会の周知方法や開催時間の設定はどのように行ったのか。	市民説明会の周知は、市報やホームページの掲載、地区会館等へのチラシの掲示を行った。開催時間については、夜間に開催した方が参加しやすいと考え、現行の計画と同様の開催時間とした。次期計画では、福祉関係事業者が市民説明会に参加しやすい平日等の日中の時間も開催候補としたい。 また、自立支援協議会委員からは、説明会や講演会を動画撮影し、オンライン動画共有での配信を検討してほしいとの意見をいただいていることから、今後、検討する。
2	P 1 5 第 2 章 障害者等の現状 (4) 自立支援医療受給者、 難病医療費等助成受給者	自立支援医療受給者、難病医療費等助成受給者では、令和 2 年度から自立支援医療受給者が増加傾向にある。 グループホーム利用者で愛の手帳 3、4 度の利用者の多くがこの制度を知らないが、市が本制度について、周知を行ったから増加傾向になったのか。	市ホームページで制度の周知はしているものの自立支援医療については、医師の判断が必要となることから、積極的な周知は図っていない。 令和 2 年度からの上昇については、新型コロナウイルス感染症による失業や引きこもり等により、自立支援医療受診者が増加したと考える。
3	P 1 6 第 2 章 障害者等の現状 (5) 児童生徒の状況	特別支援学校の児童生徒数推移は、「小学校」「中学校」と表記があるが、「小学部」「中学部」の記載が正しいと思う。 また、各校の障害種別「知的障害」、「肢体	指摘内容を確認し、修正する。

該当ページ		意見の主な内容	市の考え方
	P 1 6 第 2 章 障害者等の現状	障害」、「聴覚障害」の記載をした方が良いのではないかと。	
4	(5) 児童生徒の状況	特別支援学校の児童生徒数推移は、なぜ、高等部の数値を記載しないのか。 市内就労先別の人数も含めて知りたい。	義務教育のみを対象として記載した。高等部の生徒数や卒業後の進路の記載については、次期計画策定の際に検討する。
5	P 2 0 第 2 章 障害者等の現状 (3) 障害者（18歳以上）の調査結果	生活上の困りごとの愛の手帳所持者の半数が「将来の援助（介助・支援のこと）」に不安を抱えているとあるが、将来とは、具体的に生活面の支援や仕事のことか。	項目のみの調査であり、詳細を調査していないが、生活面の支援、介助者の高齢化への不安であると捉えている。
6	P 2 2 第 2 章 障害者等の現状 (3) 障害者（18歳以上）の調査結果	介助の状況について、「介助や支援は受けていない」が全体の4割を占めているが、この数値をどう捉えているか。	介助・支援が必要であるにもかかわらず、支援の必要性を表出せず、何とか生活している方についてのアプローチも課題の一つであると考えている。
7	P 4 5 第 3 章 計画の基本的な考え方	計画の基本目標では「基本目標1 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり」「基本目標2 支援が必要な子どもが地域で健やかに育つまちづくり」「基本目標3 障害のある人が自立して生活できる環境づくり」とあり、「人が」と表現している。 P 4 3の計画の基本理念「障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら、地域とともに暮らせるまちづくり」については、「人も」と表現しているため、基本目標も	計画策定委員会及び自立支援協議会で、報告し協議させていただき、変更する。

該当ページ		意見の主な内容	市の考え方
		「人も」と表現する方が基本理念に合うのではないのか。	
8	P 5 2 第4章 施策の展開 (第六次障害者計画)	遠隔手話通訳タブレットの設置の使用頻度はどの程度か。	設置場所は、現在の設置場所を継続し、市民総合センター、本庁の市政情報コーナー、緑が丘出張所で、使用頻度は月2、3回である。
9	P 6 9 第4章 施策の展開 (第六次障害者計画) (2) 保健・医療サービスの充実	No. 4 6 の歯科医療連携推進事業について、事業内容を具体的に教えてほしい。	歯科医師会の協力のもと、障害により通院が困難な場合の訪問診療やかかりつけ歯科医の紹介を行っている。 これまでも実施されていた事業であるが、計画の具体的事業に記載なかったため、「継続」として記載した。
10	P 7 2 第4章 施策の展開 (第六次障害者計画) (3) 相談体制の充実	No. 5 6 基幹相談支援センターの設置について、具体的に教えてほしい。	現在、地域生活支援の充実のため地域生活支援拠点を設置しているが、令和6年4月から、障害者支援、障害のある人の重度化や支援者の高齢化による8050問題や「親なき後」の生活の安心を確保すること及びグループホーム等の地域で生活すること等を相談するため、支援体制の基幹部分を各自治体で設置することとなった。 基幹相談支援センターでは、相談支援事業所の相談業務、障害福祉サービスの質の向上を目的とした研修等を実施する。

該当ページ		意見の主な内容	市の考え方
1 1	P 7 3 第 4 章 施策の展開 (第六次障害者計画) (4) サービス提供拠点の充実	No.5 8 グループホームの整備促進では、「整備が促進されるよう努め」「幅広く多様な事業者が参入できるように整備誘導を図り」と記載があるが、具体的な施策は何か。	グループホーム設置に関しては、営利目的ではなく、障害者支援の立場に立って経営が存続できるよう、常にお願している。 また、事業者へ障害福祉サービスに関する情報提供をしたり、事業所のパンフレットを市民総合センターに設置したり、課内でも事業者の情報を共有したりしているが、積極的に誘致を行ってはいない。
1 2		親なき後について触れているが、現状は安心できる状況となっているのか。	障害のある人の親が亡くなった後の支援体制が十分に整っていない状態である。 今後、基幹相談支援センターを設置し、支援体制を整えていく。
1 3	P 7 8 第 4 章 施策の展開 (第六次障害者計画)	No.6 8 の具体的事業「手話通訳者等人材の養成」の中で、デジタル技術活用支援者の養成とあるが、どのような内容なのか。	I C T 技術を活用するに当たり、操作することやツール活用できる人材を養成することとしている。
1 4	(2) 意思疎通支援の実施	No.6 8 には「手話通訳者等の養成講座の幅広い周知」とあるが、どのように周知するのか。	手話通訳者初級講習受講修了者が引き続き手話通訳者中・上級講習を受講することが少ないことから、レベルアップを図るため、引き続き手話通訳者中・上級講習の受講を促す等、周知方法を検討する。
1 5		No.6 8 の取組内容の「手話通訳者等の養成を実施するとともに、デジタル技術活用支援者の養成」の記載は、手話通訳者を養成すると感じる。項目が相違するのではないか。	文中の「手話通訳者等の養成講座」とは別に、「デジタル技術活用支援者の養成」について記載している。具体的事業についてはこの二つを合わせて「手話通訳者等人材の養成」と表記しているが、分かりやすい表記に変更する。

該当ページ		意見の主な内容	市の考え方
16	P85～ 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 (第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画)	<p>計画策定を進める中で、必要なサービスの優先順位はあるのか。</p> <p>現行計画の市民説明会では、短期入所サービスの不足があると話していた。数年が経過し、現状はどうなっているか。</p>	<p>必要なサービスの優先順位については、定めていないが、相談支援は不足している状態である。また、短期入所サービスも数年前と比較しても変わらず不足の状態、緊急利用が多く、地域生活支援拠点を指定し、市内に利用できる施設が確保できたものの、障害児の地域生活支援拠点の確保が課題である。</p>
17	P85 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 (第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画)	<p>国の基本指針や本市の数値目標は順調に達成しているのか。</p>	<p>例えば、P86(2)の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、令和3年から実施しており、啓発パンフレットを精神病床のある病院に設置するため、次年度から配布する準備をしている。</p>
18	P89 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 (第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画) (5) 障害児支援の提供体制の整備等	<p>障害児支援の提供体制の整備等の医療的ケア児に対するコーディネーターの配置とは、どのような内容なのか。</p>	<p>コーディネーターとは、専門の研修を受けた医療系の職員、自治体の保健師などを指し、障害児支援の提供体制確保のため、協議の場を設置し、コーディネーターを配置することを設定目標としている。</p>

該当ページ		意見の主な内容	市の考え方
19	P90 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 (第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画)	グループホームの急な契約解除により退所させられた方が、短期入所サービスを利用するケースもあり、事業者も支援力を向上するため、研修会での知識向上や情報交換の場の必要性を強く感じているが、どのように考えているのか。	基幹相談支援センターの設置により、知識向上のための研修会を開催し、事業者だけではなく行政の相談機能も向上を図り適切な支援につなげることが必要であると考えている。